

令和4年度 第2回 首里城公園管理体制構築検討委員会 議事概要版

日時：令和5年2月8日（水）14時～16時

場所：ホテル・サンパレス球陽館 パレスコート

1. 首里城復元・復興の取組状況、管理許可等について(資料1)

- (資料1、15頁) 第22条6では、消防計画の作成にあたっては、ガイドラインやマニュアルを参照のことに記載しているが、具体的にどのようなイメージなのか。(委員)
 - ▶ 仕様書では、事業計画書の策定を位置付けており、その際にガイドラインやマニュアルを参照することというのを意図している。(協力委員)
- 参照だけして守らないというのではなく、ガイドラインと同等、もしくはそれ以上の対応という考えで計画されていると理解してよいか。(委員)
 - ▶ その通りである。(協力委員)
- (資料1、12頁) 清掃レベルとは何か。(委員長)
 - ▶ 県営公園の指定管理をするにあたっての協定、仕様書、植栽管理水準など、エリアごとに管理頻度の濃淡をつけている。すべて同じように清掃を行うのではなく、利用者の多い箇所は密に清掃を行うなどでレベル差をつけている。(協力委員)
 - ▶ 形式的ではないか。各レベル区域がどう違うのか、今後、具体的な資料を確認させてほしい。(委員長)

2. ハウステンボス事例視察について (資料2)

- 訓練は年1回と書かれているが、ハウステンボスで働いている人が全員参加か、消火器等は全員使用できるのか。一般的に実機にふれる訓練は代表者だけが参加するのが多いが、その点は確認しているのか。(委員)
 - ▶ 訓練には全職員が参加しており、消火器や消火栓の取り扱いも全員が行えるようにしていると伺っている。(事務局)
 - ▶ 年1回の訓練では対応できないのではないか。首里城正殿は火災に非常に弱く、訓練1回だけだと、訓練を受けた人が実際の火災現場にいない可能性もある。(委員)
 - ▶ 実効性のある訓練をやるべきということである。(委員長)
- 浦添市にある「サンエー浦添西海岸パルコシティ」の防火管理体制は参考になるのではないか。ヒアリングをしたほうがよい。ハウステンボスや姫路城とも共通して感じたのはトップの防火管理者が、責任感の強い方で、全スタッフが屋内消火栓や消火器を使えるよう訓練されているとのことであった。(委員)

3. 公園管理センターの増築・改修 (資料3)

- 工事用車両の出入りに関して樹木の伐採が生じないか。また、カーボンニュートラルに関して、屋根への太陽光パネル設置の話はでていないのか、今後、設置の可能性はないか。

(委員長)

- ▶ 工事用車両は敷地北側の既存石垣を撤去しての出入りを検討しており、工事完了後に植樹する予定である。太陽光パネル設置については、現在検討はしていないが、首里城公園にふさわしいかを景観アドバイス会議で意見を聞きながら検討したい。(事務局)
- (資料3、6頁)「既設植栽(アカギ4本)を玉陵側に移植検討」とあるが、どのあたりか。アカギは根を張るため、玉陵の車両進入に影響がでないか気になっている。(協力委員)
 - ▶ 車両進入口に位置することは把握しているが、未調整のため、今後調整したい。(事務局)
 - ▶ アカギの根茎については調べて調整してください。(委員長)
- (資料3、5頁) 防災拠点スペースは、発災時の対策本部設置する場所だと思うが、74㎡の面積で十分なのか。どのくらいの人数が集まるのか。(委員)
 - ▶ 設備機器の配置等から最低限のスペースを防災拠点スペースとして確保している。防災拠点スペースと事務室の間の壁を撤去する計画であり、平常時・非常時の対応も踏まえて、今後詳細なレイアウトを検討していきたいと考えている。(事務局)

4. 正殿工事期間中(フェーズ3)の初動対応等(資料4)

- 防災訓練について、関係者に発災場所を教えないで、現実に近い訓練の実施を考えた方がよい。現実的な動きや判断からどこに問題があるのかが詳細にわかると思うので、今後検討いただきたい。(委員)
- フェーズの進捗ごとに理想的な体制になっているのチェックできるよう、責任者を決めておく必要がある。誰かが責任を持って全体をチェックする仕組みが必要である。また、かなり細かく役割分担をイメージしているが、今回の指定管理者との契約の中では、誰の責任として義務付けするか明確にする必要がある。元々の契約は抽象的であり、例えば、役割分担について誰かのミスで事態が大きく悪化した時に、責任帰属の問題も出てくる可能性がある。フェーズ毎の開始時点で合意書を交わすなどの工夫が必要と考える。契約と結びついていない印象がある。(委員)
 - ▶ 体制のチェックとしては、消防訓練の実施後に、国・県・指定管理者での振り返りを行っている。別のチェックの方法があるかは今後検討したいと考えている。契約、責任については、基本的には管轄エリアでの発災は管轄者がメインで担当するという整理になってきた。他のエリアからの「応援」がうまくいかない場合にどう対応するのかは今後検討していきたい。また、工事エリアは、沖縄県が関わっていない部分の契約になるため、国・県との間で協議しながら検討していきたいと考えている。(事務局)
 - ▶ 国・県・指定管理者で振り返りするのは理解できるが、誰が責任を持つのが謎になると感じている。契約についても、応援は契約内容に入っているのか、という点である。どこまでが指定管理者の責任なのかという点が曖昧なのが問題意識としてある。(委員)
 - ▶ 訓練のなかで意見交換を行っている段階であり、今後、国と検討したい。(事務局)
 - ▶ 既に契約している状態であり、当初契約していることに、後から契約に盛り込むことなのか。当初契約の中で、発注者のリクエストにおいて指定管理者が応える義務があるのか。いずれにしても責任の所在を明確にしないと、火災時の問題が再度指摘される状況

になってしまう。国・県・指定管理者での共有はできているようだが、誰の責任で実施するのが明確でないと片手落ちとなるので気を付けていただきたい。例えば、火災発生時にどのように動くのかは、現場スタッフ間で把握しているという理解でよいか。(委員)

- ▶ (資料1、15頁)仕様書抜粋が掲載されているが、基本的には防火管理者は指定管理者にて専任、消防計画もそのような対応となっている。その中で、防火防災に対する責任を指定管理者にもっていただくこととしており、第22条9に指定管理者の条件を、募集段階の条件として示している。(協力委員)
- ▶ 例えば、「建物保全を目標とする初動対応が実施できること」については幅があり、認識のギャップが起こる可能性があり、ギャップを埋める作業を行う必要がある。(委員)
- ▶ 具体内容については、指定管理者業務の中で十分に協議し、双方に納得できる方法を検討していきたい。(協力委員)
- ▶ 指定管理者制度が包括的管理であるが、いずれ順応的管理が出てくる。順応的管理を行う際にどのような課題があるかを今洗い出している。ここでは順応的な管理が前提にあるというのを考えないといけない。指定管理者制度は別の委員会が議論しており、ここでは指定管理を実施する際に、普通の建物管理や公園管理とは違うというのを議論すべきである。また、様々な運用体制が考えられるかと思うが、(連携・応援体制)は最大これだけのケースを議論しないとイケないのか。もっと集約できるのではないか。(委員長)
- ▶ 事務局としては網羅的に整理している。(事務局)
- ▶ 責任を負うのは防火管理者であると考え。防火管理者が消防計画を作成するが、工事期間中の工事エリアや開園エリア、県営エリアを一人が頭に置いて、全体を常に見回すには荷が重い。工事期間中における変則的な間は、国・県・指定管理者における協議体制を維持し、共通の防火防災管理計画やマニュアルを共有文書とする必要がある。また、夜間体制は重要なので、夜間担当者も共有文書を頭に入れるよう工夫してほしい。その際の例示として、ハウステンボスや姫路城、パルコシティなどの事例であり、そこでのマニュアルの共有方法を参考にしたい。(委員)

5. 管理運営の仕組みの見直し(資料5)

- 実機に慣れるトレーニング室の提案があるが、そのアイデアは大変素晴らしい。実際に首里城公園にできるのか、国、県で整備できるのか。(委員)
 - ▶ 訓練用機器が市場にあることを確認しており、公園管理センターの増築棟(会議室)に設置できないかと現時点では考えている。令和8年に向けた設備について詳細検討が行われている。実機が整備される前に、管理センターで訓練できれば、本格稼働時に操作に慣れている状況となる。整備については今後調整していきたいと考えている。(事務局)
 - ▶ 追加で依頼したいのは、首里城は文化財防災の全ての種類が網羅されている場所なので、放水銃や屋内消火栓など、消火器以外に水を出せる(実機)をさわられるようにすれば、首里城や那覇消防、外来の方にも訓練ができる場所にならないか。(委員)
- (資料5、6頁)防災業務の整理がされているが、指定管理者制度の見直しとの関係はど

うなっているのか。正殿完成時の体制整備の議論をしているのか、それまでの期間の防災業務の在り方を考えるための議論をしているのかがわからない。(委員)

▶ 正殿完成時の検討を考えている。正殿完成時については、指定管理者制度の導入は選択肢の一つとして考えている。(事務局)

▶ (資料5、6頁) それであれば、管理の業務内容に文化財なども入れてはどうか。吉野ヶ里の歴史的遺物をみてきたが財産管理という点では、吉野ヶ里と首里城では全く違う。そこを十分に認識し、意識する必要がある。文化財的財産を指定管理者制度では無理ではないか、という意見は一般的に出てくる。そこをきちんと正面から捉えておかないといけない。単に建物や設備、展示物とかという話ではないと思う。(委員長)

▶ 展示品のオリジナルは城郭外に移す考えである。(事務局)

- 問題意識をもっているのはノウハウをどう繋いでいくか。指定管理者制度にしても契約期間があって完全に切れてしまう。そのノウハウを繋ぐために、指定管理者制度を少しアレンジしないといけないのではないか。その視点が抜けており、正殿完成後の管理を考えるならば、その承継のあり方を議論した方がよい。県にノウハウを残すのであれば、それを前提にした指定管理者制度の設計にすればよい。(委員)

▶ ノウハウを継承するための管理の重複期間を設けるなどのアドバイスを受けている。今後、しっかりと検討していきたい。(事務局)

▶ 持続可能な指定管理者制度の考え方を1頁程度入れておいてよいのではないか。(委員長)

- (資料5、6頁) 例1(県による直営)はわかりやすい。例2(パッケージ(一括)委託)は指定管理者制度も含めているが、見ようによっては、営業以外の維持管理は指定管理者とは別の業者に委託するようにも読める。直営でない場合は、委託業者は数年おきに変わるのが当たり前で、変わっていくことでより良い業務にしていくというのが基本と考える。変わらないことを前提に制度を構築することはダメなので、変わることを前提にしないといけない。業務の継続性はすごく難しい問題で、継続していると思ってもなかなか難しいところもある。また、防災関連の束ね役とあるが、束ねるだけの仕事にならないか、という点が気になる。メリット・デメリットを整理することになるが、議論の仕方も考えるべき。責任感をもって進める仕組みは何かを検討してほしい。(委員)

▶ 宿題とするポイントは何かあるか。(委員長)

▶ ハウステンボス視察からのご意見でもあったが、責任感を持って業務を遂行することが重要と感じた。どの体制であれば責任感を持ってできるのかを検討していただきたい。(委員)

▶ 首里城正殿は火事にはすごく弱い。国の委員会でも昼間の入場者がいるときの首里城正殿の管理体制をどう考えるかを詰める必要がある。かなり特殊な防災管理だと思う。この防災対策が維持できるのかという仕組みを検討しないといけない。今回の資料ではそれがよく見えてこない。(委員)

▶ 国の方で議論されている情報も整理して、今後提示してもらいたい。(委員長)

- 検討スケジュールはどのようになっているのか。(委員)

- ▶ 令和5年度までに検討し、令和6、7年度に体制を整えたいと考えている。(事務局)
- 今回の公募にあたり要件緩和しているが、応募者はほかにあったのか。(委員長)
 - ▶ 要件緩和という点で、県内木造建築物を管理している事業者は把握しており、参入意欲があれば参入するだろうと見ていた。60日間の公募期間を設け、説明会も設けた。説明会は2社参加があったが、実際に応募したのは1社であった。(協力委員)

以上